

上尾市公共下水道取付管取扱要綱

〔 令和 5 年 1 月 2 6 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

上尾市公共下水道取付管取扱要綱（昭和 6 2 年 1 月 2 1 日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公共下水道管渠^{きよ}に汚水又は雨水（以下「下水」という。）を放流するために必要な取付管の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取付管 公共下水道管渠に下水を放流するための管で、汚水ます又は雨水ますと公共下水道管渠とを接続するものをいう。
- (2) 汚水取付管 取付管のうち、公共下水道管渠に汚水を放流するためのものをいう。
- (3) 雨水取付管 取付管のうち、公共下水道管渠に雨水を放流するためのものをいう。
- (4) 敷地 同一の者が所有し、使用し、又は占有する一筆、一筆の一部又はこれらの一団の土地で、一の建築物等の用に供されるものをいう。
- (5) 建築物等 用途のいかんを問わず、汚水を排除する既設又は新設の建築物及び工作物をいう。この場合において、附属の関係にある 2 以上の建築物及び工作物は、一の建築物等とみなす。
- (6) 接続者 敷地を所有し、使用し、又は占有する者で、公共下水道管渠に取付管を接続するもの（その者の相続人を含む。）をいう。

（取付管の構造）

第 3 条 取付管の構造は、次のとおりとする。

- (1) 材質は、硬質ポリ塩化ビニル管又はこれと同等以上の強度及び耐久性のあるものとする。
- (2) 管径は、汚水取付管にあつては 1 2 5 ミリメートル以上とし、雨水取付管にあつては市長との協議により定めるところによるものとする。

(3) 継手は、可とう性又は伸縮性のあるものを使用すること。

(4) 勾配は、100分の1以上とすること。

(汚水取付管の個数)

第4条 汚水取付管は、原則として一の敷地につき1か所設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、汚水取付管は、次のいずれかに該当するときは、一の敷地につき2か所以上設置することができる。この場合において、当該汚水取付管の個数は、必要な最小限度のものとしなければならない。

(1) 敷地内における排水設備の勾配又は土地の地盤高等により、1か所の汚水取付管では汚水（地下室等からのものを除く。）を排除することができないと市長が認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、土地の利用形態、下水の排除及び処理の状況等を考慮して市長が必要と認めるとき。

(汚水取付管の施工範囲)

第5条 汚水取付管の施工範囲は、公共下水道管渠から官民地境を基準として敷地内におおむね30センチメートルの地点までとする。ただし、当該施工範囲内に障害物がある場合にあつては、この限りでない。

2 前項の場合において、汚水取付管を設置しようとする敷地が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路である場合にあつては同項に規定する道路の境界線を、国道、県道、都市計画道路等で拡幅計画線が明確なものである場合にあつては当該拡幅計画線を、それぞれ官民地境とみなす。

(費用の負担)

第6条 次に掲げる工事に要する費用は、市の負担とする。

(1) 第4条第1項の規定により一の敷地につき1か所設置する汚水取付管（開発行為の許可及び道路位置指定を必要とする建築物等（第3号に該当するものを除く。）に設置するものを除く。）に関する工事

(2) 第4条第2項の規定により2か所以上設置する汚水取付管に関する工事のうち、市が負担すべきものとして市長が認めるもの

(3) 市街化調整区域（市長が指定するものに限る。）内に存する建築物等（上尾市公共下水道事業計画の区域内で開発行為の許可を必要とするも

のであって、自己の居住の用に供するものに限る。)に設置する汚水取付管に関する工事

- (4) 汚水取付管の修繕に関する工事（当該工事の起因となる当該汚水取付管の破損、漏水等が当該汚水取付管の接続者の故意又は過失、当該工事以外の工事の影響その他の事由による場合を除く。）のうち、市が負担すべきものとして市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、連続する一体の敷地に販売を目的とする建築物等が2以上あるときは、これらの建築物等に係る2か所以上の汚水取付管の設置に関する工事のうち、1か所の汚水取付管の設置に関するものに要する費用を市の負担とする。

3 次に掲げる工事に要する費用は、接続者の負担とする。

- (1) 前2項の規定により市の負担とすることとされた工事以外の汚水取付管の設置に関する工事
- (2) 開発行為の許可及び道路位置指定を必要とする建築物等（第1項第3号に該当するものを除く。）に設置する汚水取付管に関する工事
- (3) 汚水取付管の移設、改造、延伸その他の維持管理に関する工事（第1項第4号に該当するものを除く。）
- (4) 汚水取付管の撤去に関する工事
- (5) 雨水取付管に関する工事
(廃止)

第7条 取付管は、土地の利用形態の変更、排水設備の施工その他の事由により不要となったときは、廃止し、及び撤去するものとする。

(接続及び廃止の申請)

第8条 公共下水道管渠の工事が完成した後、取付管の接続又は廃止をしようとする者は、公共下水道取付管申請書（第1号様式）に案内図、平面図、横断図その他市長が必要とする書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公共下水道管渠を施工するときに取付管の接続をしようとする者は、公共下水道取付管接続位置図（第2号様式）により届け出ることをもって、同項の規定による申請に代えることができる。

(審査)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときはその内容を審査し、その

結果を公共下水道取付管審査決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、同条第2項の規定により、同条第1項の規定による申請に代えて、公共下水道取付管接続位置図による届出があった場合には、当該通知を省略することができる。

（施工業者）

第10条 取付管に関する工事を行うことができる業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 上尾市下水道指定工事店（上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号）第8条の2の規定による指定を受けた者をいう。）
- (2) 上尾市指名参加登録業者（入札参加業者として登録を受けた者をいう。）

（契約及び検査）

第11条 第6条第1項各号に掲げる工事及び同条第2項に定める工事に係る契約及び検査は、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）、上尾市工事検査規則（平成24年上尾市規則第47号）及び上尾市契約事務執行要綱（令和4年3月31日市長決裁）の規定に基づき、これを行うものとする。

- 2 第6条第3項各号に掲げる工事に係る検査は、市の立合いを受け、当該工事が完成したときは、公共下水道取付管工事完成届（第4号様式）、工事完成写真その他市長が必要とする書類を提出し、工事完成検査を受けるものとする。

（寄附及び採納）

第12条 第6条第3項第1号から第3号までの規定により接続者の費用負担とした工事に係る汚水取付管は、市に寄附するものとする。この場合において、市は、当該汚水取付管を採納するものとする。

（維持管理）

第13条 取付管は、汚水取付管にあつては市が、雨水取付管にあつては接続者が維持管理をするものとする。

- 2 前項の場合において、汚水取付管の維持管理の範囲は、公共下水道管渠から敷地内における排水設備の最終ますの手前までとする。ただし、特別の事情により市が設置した最終ますについては、この限りでない。

(承継)

第14条 雨水取付管を譲り受けた者は、当該雨水取付管の接続者の地位を承継するものとする。この場合において、当該地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を公共下水道雨水取付管承継届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、取付管の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に新たに設置される取付管から適用する。

(上尾市公共下水道区域外流入取扱要綱の一部改正)

3 上尾市公共下水道区域外流入取扱要綱(平成元年3月30日市長決裁)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「昭和62年1月21日市長決裁」を「令和5年1月26日市長決裁」に改める。

（表）

公共下水道取付管申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住 所

申 請 者 氏 名

電 話

以下のとおり取付管を（ 接続 ・ 廃止 ）したいので申請します。 ※該当箇所を○で囲む。

設 置 場 所	上尾市	
取 付 管	新設 ・ 撤去 ・ その他（ ）	汚水 ・ 雨水
	VU ・ VP ・ その他（ ）	管径（ mm）
道 路	市道 ・ 私道 ・ その他（ ）	道路名 No.
	車道 ・ 歩道（ 一般 ・ 乗入 ）	アスファルト ・ 砂利 ・ その他（ ）
本 復 旧 （市負担のみ）	影響範囲内の給水工事（ 有 ・ 無 ）	
建 築 物 等	自己居住用 ・ その他（ ）	
	建築確認済証（ 有 ・ 無 ） No.	交 付 年 月 日
	新たな道路位置指定申請（ 有 ・ 無 ） 指定 No.	開発行為の許可（ 有 ・ 無 ） 許可書 No.
施 工 業 者 〔 取 付 管 〕 〔 排 水 設 備 〕	住 所 名 称 電 話	指 定 工 事 店 番 号 第 号 担 当 者
取付管を設置することに同意します。 (土地所有者)氏名 Ⓜ		
この取付管を上尾市に寄附します。 (雨水取付管及び個人負担の場合) (土地所有者)氏名 Ⓜ		
備 考	設置希望時期（ 月上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 ） 添付書類は裏面を参照	

(裏)

公共下水道取付管申請添付書類一覧

(2部ずつ)

書類名		1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分		案内図	平面図	横断図	建築確認 済証	公図	登記事項 要約書	仮換地 指定図	私道掘削 承諾書	確約書
市負担	市道	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	区画整理地	○	○	○	○	—	—	※1	—	—
	私道	○	○	○	○	○	○	—	○	—
自己負担	市道	○	○	○	○	—	—	—	—	※2
	開発行為	○	○	○	※3	—	—	—	—	—
	区画整理地	○	○	○	○	—	—	※1	—	※2
	私道	○	○	○	○	—	—	—	○	※2
	道路位置指定	○	○	○	※4	—	—	—	—	※2
	撤去	○	○	○	—	—	—	—	○	—

※1…換地処分から登記完了前に申請する場合、仮換地証明(土地名義人記載)、保留地証明(土地名義人記載)を添付。【いずれも本人又は委任状を持って区画整理組合で取得】

※2…自己負担で建築確認済証の交付前に申請する場合
・市負担で施工可能であるが自己負担を希望する場合

※3…開発行為の工事の場合、開発行為許可通知書(写し)を添付。

※4…道路位置指定通知書(写し)を添付。

※自己負担で推進工の場合、仕様書を添付。

※国道及び県道占用工事の添付書類及び部数については、上下水道部業務課と別途協議。

1 案内図	申請地を記載【①取付管位置明記②はっきりと分かり易く】
2 平面図	上流人孔からの距離・隣地境界(又は隅切りから)の距離を明確に記載
3 横断図	①本管土被り②官民境界土被り③管種・管径④他の埋設物状況・離隔も記載
4 建築確認済証	写し可【既存の建築物等の場合は不要】
5 公図	写し可【おおむね3か月以内のもの】
6 登記事項要約書	
7 仮換地指定図	
8 私道掘削承諾書	私道所有者全員の掘削工事承諾の確認書【押印必要】
9 確約書	工事場所/理由/申請者・指定工事店の住所・氏名(名称)【押印必要】

公共下水道取付管接続位置図

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所

届 出 者 氏 名

電 話

下記のとおり取付管の接続位置について届け出ます。

記

設 置 場 所	上尾市	
使 用 者		
位 置 図		方 位
上記の位置に取付管を設置することについて、同意します。		
(土地所有者) 氏名		印

1. 建築物等及びその敷地並びに当該敷地と隣接する公道又は私道及び他の敷地を明示してください。
2. 取付管の設置場所については、他の敷地との境界等の目標物からの距離を明示してください。
3. 取付管は、1敷地につき1か所を原則とします。
4. 取付管の位置等については、「上尾市下水道指定工事店」等の施工業者にご相談ください。

公共下水道取付管審査決定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



次のとおり取付管の（ 接続 ・ 廃止 ）の申請に係る審査の結果を通知します。

設 置 場 所	上尾市
種 別	汚水 ・ 雨水
工 事 内 容	新設 ・ 撤去 ・ その他（ ）
施 工 業 者	名 称
審 査 結 果	
許可条件 ・ 着工日を公共下水道汚水取付管工事予定表に記入し、道路使用許可証の掲示、工事の報告をすること。 ・ 取付管は宅内0.3メートルでキャップ止めとすること。 ・ 掘削の深さが1.5メートルを超える場合は、土留工を施すこと。 ・ 側溝下等においてえぐり堀を行わないこと。 ・ 完成後、速やかに完成届・竣工図・工事完成写真を提出すること。 ・ 作業又は管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、申請者及び施工者の責任において解決すること。	
備 考	

第4号様式（第11条関係）

公共下水道取付管工事完成届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所

施工業者 名 称

電 話

次のとおり取付管工事が完成したので届け出ます。

通知書番号	第 号
設置場所	上尾市
種 別	管種 (VU・VP) ・ 管径 mm (汚水 ・ 雨水)
工事内容	新設 ・ 撤去 ・ その他 ()
申請者	住 所 氏 名
完 成 日	年 月 日
添付書類 (1部ずつ)	・ 工事完成写真 ・ 竣工図
備 考	

第5号様式（第14条関係）

公共下水道雨水取付管承継届出書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

住 所
届 出 者 氏 名
電 話

次のとおり雨水取付管を承継しましたので届け出ます。

設 置 場 所	上尾市
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 者	住 所 氏 名
承 継 の 原 因	
備 考	